

# 小型旅客船・遊漁船の船長さん！ 特定操縦免許制度が変わります！



船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正により、2024年4月から特定操縦免許制度が変わります。計画的に移行講習を受講し、2年間の経過措置期間中にお近くの地方運輸局にて免許の切り替え手続きをお願いします。

## 履歴限定制度の導入

必要な乗船履歴がない場合、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域が平水区域に限定される制度です。履歴限定は後から解除することも可能です。



必要な  
乗船履歴



沿海区域※以遠を航行する総トン数200トン未満の船舶において  
船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴

※ 限定沿海区域を含みます。



1年 以上



履歴限定が付された場合、操縦免許証に【特定限】と記載されます。

## 特定操縦免許講習の創設

特定操縦免許の取得に必要な講習が、小型旅客安全講習から特定操縦免許講習に変わります。

新講習は8時間以上(学科4時間以上、実技4時間以上)追加され、計15時間以上の講習課程になります。

また、修了試験の合格者にのみ修了証が交付されます。

改正前  
(小型旅客安全講習)

海難発生時の措置  
(旅客の救命)  
7時間

改正後  
(特定操縦免許講習)

事故を未然に防ぐ  
(出航判断能力等)  
8時間以上

海難発生時の措置  
(旅客の救命)  
7時間

## 既に特定操縦免許をお持ちの方

2024年3月31日までに特定操縦免許を取得した方は、経過措置として2026年3月31日までは特別な手続きをすることなく、引き続き小型旅客船・遊漁船に船長として乗船可能です。

⚠️ 2026年4月以降は、新しい特定操縦免許が必要になりますのでご注意ください。

### 移行講習

既に特定操縦免許をお持ちの方は、移行講習(特定操縦免許講習の課程のうち、今回拡充される内容に相当する部分)を修了することで、新しい特定操縦免許を受けることができます。

⚠️ 一定の乗船履歴がある方は実技4時間以上が免除されます。詳細は国交省HPをご確認ください。

### 履歴限定

新しい特定操縦免許に切り替えた時点で、経過措置期間中でも履歴限定制度の対象になります。

⚠️ 沿海区域以遠で船長業務を行う場合、必要な乗船履歴を満たす状態になってから、免許の切り替え申請をお願いします。

# 新特定操縦免許制度



Q

移行講習はどこで受講できますか？ 講習料金はいくらですか？

A

登録特定操縦免許講習機関の一部で受講できます。また、講習料金は講習実施機関によって異なります。

登録特定操縦免許講習機関の一覧は、国交省HPでご確認下さい。

Q

期限までに移行講習を受けなかった場合、どうなりますか？

A

特定操縦免許講習を修了し、新しい特定操縦免許を受けるまでは、小型旅客船等に船長として乗船出来なくなります。なお、旧特定操縦免許や海技士の免許※をお持ちの方は、特定操縦免許講習のうち救命科目が免除されます。 ※航海又は機関の資格に係るものに限る。

Q

経過措置期間中に操縦免許証を更新することはできますか？

A

移行講習を修了していない方が操縦免許証を更新した場合、「特定」欄が赤色になります。

2026年4月以降は、「特定」欄が赤色の操縦免許証では、小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できません。



Q

新特定操縦免許に切り替えた場合、操縦免許証の有効期間はどうなりますか？

A

残りの有効期間に関わらず、新特定操縦免許の取得日から5年間有効の操縦免許証が交付されます。なお、新特定操縦免許への切り替え時に必要な乗船履歴がない場合、履歴限定が付されます。

Q

沿海仕様の小型船舶を平水区域のみで使用する場合でも、履歴限定が付されていない特定操縦免許が必要ですか？

A

船舶検査証書上の航行区域に関わらず、平水区域のみを航行する小型旅客船・遊漁船であれば、特定操縦免許に履歴限定が付されている場合でも船長として乗船できます。

## 小型旅客船・遊漁船の船長さん、事業者の皆様へ 国土交通省からの大切なお願い

2026年3月末にかけて、移行講習の受講希望や運輸局での申請が集中し、期限までに手続きが終了しないおそれがあります。

計画的に移行講習を受講し、新しい特定操縦免許への切り替えを余裕を持って済ませていただくよう、ご協力をお願いいたします。

具体的な手続きに関するお問合せは、お近くの地方運輸局等の担当窓口(海技資格課等)にご連絡ください。



国土交通省



特設ページ

# 3つの安全設備の義務化のお知らせ

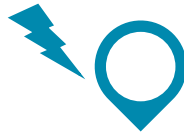
## 義務化の対象となる安全設備

### 法定無線設備



法定無線設備の見直し

### 非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

### 改良型救命いかだ等

(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

## 適用日・経過措置

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在**検討中**です。

### 対象：遊漁船※

※「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶(小型兼用船を含む)

※「海上運送法」の適用を受け人の運送をする船舶及び遊漁船業以外で旅客を13人以上搭載する船舶については、**旅客運送事業者等の皆様向け**のお知らせをご確認ください。



<旅客船運送事業者等の皆様向け>

## 法定無線設備

### ●義務化について

- 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の遊漁船」の法定無線設備から携帯電話を**除外**
- 「②旅客定員12人以下の遊漁船」に対して、新たに法定無線設備を**義務付けを予定**

### <適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
平水(湖川港内)	不要	不要
平水(上記を除く)琵琶湖	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話*	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話*
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星電話
沿岸5海里	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は	
沿海		

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限る

## 非常用位置等発信装置

### ●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する「遊漁船(①及び②)」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを**義務化**

### <適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
平水	不要	不要
2時間限定沿海 瀬戸内	EPIRB* 又は AIS(簡易型(Class-B))を含む	
沿岸5海里		
沿海		

※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型

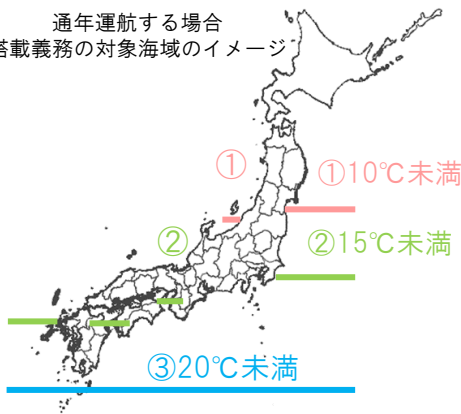


# 改良型救命いかだ等

## ●義務化について

- 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けを**原則義務化**

通年運航する場合  
搭載義務の対象海域のイメージ



## ＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

海水温については、気象庁等のデータを元に、過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定。

	①旅客定員13人以上の遊漁船	②旅客定員12人以下の遊漁船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積み付けが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要（一部の船舶は15度未満）	
沿海		
近海	改良型救命いかだ※3の積み付けが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、宍道湖又は支笏湖  
 ※2：総トン数20トン以上の大型船の場合（沿海）、改良型救命いかだまたは救命艇  
 ※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

## ★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン  
各水域の温度をご確認いただけます

＜QRコード＞



＜URL＞

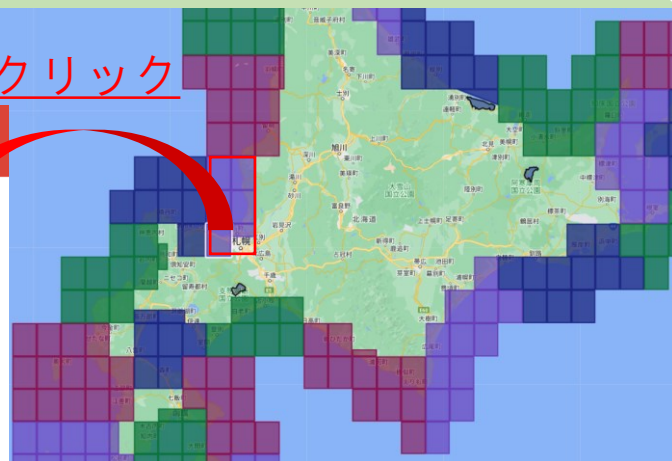
<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjjz3l&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>

クリック

← 109\_石狩地方沿岸\_05

名前  
109\_石狩地方沿岸\_05

説明  
【石狩地方沿岸】  
・10度未満：12/7～5/15  
・15度未満：10/29～6/17  
・20度未満：9/25～7/24  
・20度以上：上記期間以外



## ●搭載不要となる特例（組み合わせも可能） ※2024年1月19日時点

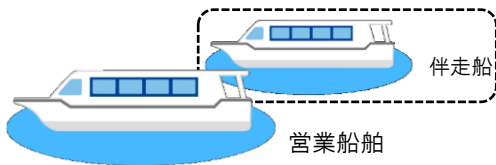
- 一定の水温を下回る時期に運航しない

例：種子島・屋久島沿岸海域

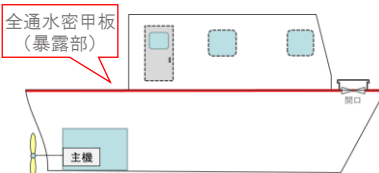
- ・10度未満 該当なし
- ・15度未満 該当なし
- ・20度未満 1/30～3/8
- ・20度以上 3/9～1/29

20度未満の時期1/30～3/8は航行しない場合は積み付けは不要

- 航行時に伴走船を伴う場合



- 全通水密甲板を有する船舶（15度～20度に限る）



- 救助船を配備している船舶（15度～20度に限る）



- 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶（15度～20度に限る）



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。



# 3つの安全設備の義務化のお知らせ

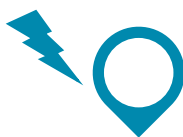
## 義務化の対象となる安全設備

法定無線設備



法定無線設備の見直し

非常用位置等発信装置



海難発生時に位置情報を発信

改良型救命いかだ等  
(乗り移り時の落水危険性を軽減)



水中での救助待機が不要

## 適用日

「法定無線設備」「非常用位置等発信装置」

旅客船（旅客定員13人以上の船舶）※1 : 令和6年4月1日

旅客定員12人以下の事業船 ※1※2 : 令和7年4月1日

「改良型救命いかだ等」

パブリックコメントや一部製品の開発状況を踏まえ、現在検討中です。

※1「遊漁船の適正化に関する法律」の適用を受け、遊漁船業の用のみに供する船舶(小型兼用船を含む)については遊漁船事業者の皆様向けのお知らせをご覧ください

※2「海上運送法」の適用を受け人の運送をする事業者が使用する船舶

## 経過措置



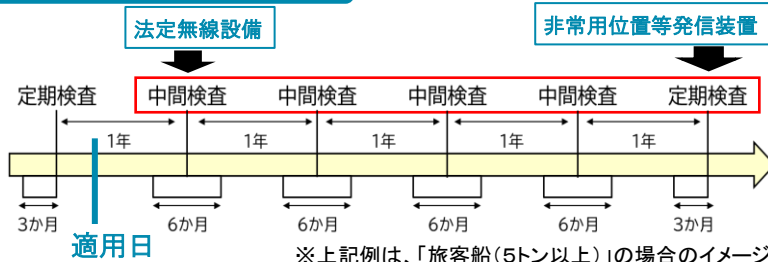
「法定無線設備」

適用日以降最初に迎える中間検査or定期検査までに積みつけが必要



「非常用位置等発信装置」

適用日以降最初に迎える定期検査までに積みつけが必要



※上記例は、「旅客船(5トン以上)」の場合のイメージ

## 法定無線設備

### ●義務化について

- 限定沿海を航行する「①旅客定員13人以上の旅客船」の法定無線設備から携帯電話を除外
- 「②旅客定員12人以下の事業船」に対して、新たに法定無線設備を義務付けを予定

### <適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（上記を除く）琵琶湖	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話*	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話*
2時間限定沿海	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は 携帯電話	業務用無線設備 又は 衛星電話
沿岸5海里	業務用無線設備 又は 衛星電話 又は	
沿海		

※航行区域が携帯電話のサービスエリア内にある場合に限り

## 非常用位置等発信装置

### ●義務化について

- 限定沿海以遠を航行する「旅客船及び事業船（①及び②）」に対して非常用位置等発信装置の積み付けを義務化

### <適用日以降の義務化の対象範囲>

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水	不要	不要
2時間限定沿海 瀬戸内	EPIRB* 又は AIS(簡易型(Class-B)を含む)	
沿岸5海里		
沿海		

※AIS-SART機能を有し、位置情報が向上した新型



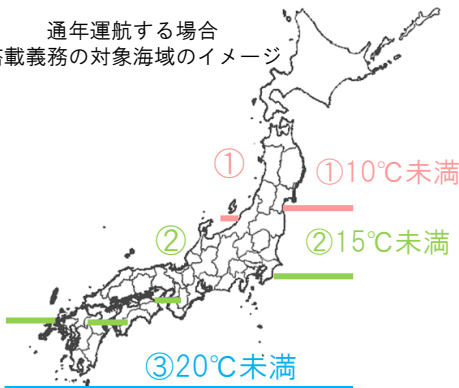
# 改良型救命いかだ等

※適用日は現在検討中

## ●義務化について

➢ 一定の水温を下回る海域での救命設備として、改良型救命いかだ等の積み付けを**原則義務化**

通年運航する場合  
搭載義務の対象海域のイメージ



## ＜適用日以降の義務化の対象範囲＞

海水温については、気象庁等が公表している過去30年間（瀬戸内5年間）の海面水温の平均値を元に基準を設定

	①旅客定員13人以上の旅客船	②旅客定員12人以下の事業船
平水（湖川港内）	不要	不要
平水（一部の湖※1）	水温が10度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
平水（上記を除く）	改良型救命いかだ等の積み付けが必要	
2時間限定沿海	水温が20度未満となるおそれのある水域を航行する場合	
沿岸5海里	改良型救命いかだ等※2の積み付けが必要（一部の船舶は15度未満）	
沿海		
近海	改良型救命いかだ※3の積み付けが必要	

※1：琵琶湖、霞ヶ浦、サロマ湖、猪苗代湖、中海、屈斜路湖、穴道湖又は支笏湖  
 ※2：総トン数20トン以上の大型船（沿海）の場合、改良型救命いかだまたは救命艇  
 ※3：総トン数20トン以上の大型船の場合、改良型救命いかだまたは救命艇

## ★水温の確認方法

下記QRコードをスキャン  
各水域の温度をご確認いただけます

＜QRコード＞



＜URL＞

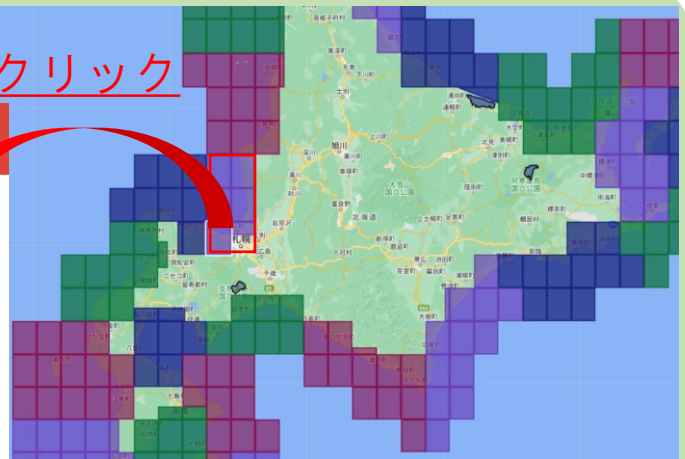
<https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1WYfuPDnW5An1eBwm2ioTB527IQjz3l&ll=43.59519975346771%2C142.93033323178628&z=7>

クリック

← 109\_石狩地方沿岸\_05

名前  
109\_石狩地方沿岸\_05

説明  
【石狩地方沿岸】  
・10度未満：12/7～5/15  
・15度未満：10/29～6/17  
・20度未満：9/25～7/24  
・20度以上：上記期間以外



## ●搭載不要となる特例（組み合わせも可能） ※2024年1月19日時点

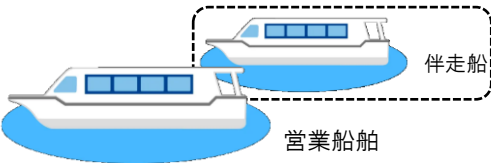
➢ 一定の水温を下回る時期に運航しない

例：種子島・屋久島沿岸海域

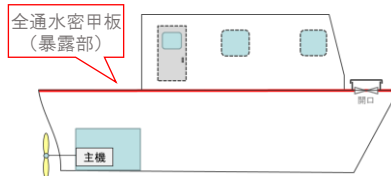
- ・10度未満 該当なし
- ・15度未満 該当なし
- ・20度未満 1/30～3/8
- ・20度以上 3/9～1/29

20度未満の時期1/30～3/8は航行しない場合は積み付けは不要

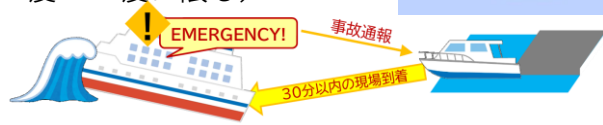
➢ 航行時に伴走船を伴う場合



➢ 全通水密甲板を有する船舶（15度～20度に限る）



➢ 救助船を配備している船舶（15度～20度に限る）



➢ 母港（出発港）から5海里以内を航行する船舶（15度～20度に限る）



※現存船で救命いかだ等（救命いかだ又は内部収容型浮器）を搭載している場合、乗込装置を備え付ける場合に限り、引き続き既存いかだ等を搭載が可能

詳しくは右のQRコードより「義務化の方向性」の資料をご覧ください。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_mn6\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)

ご不明点あれば、最寄りの検査機関（小型船：JCI、大型船：地方運輸局）にお問い合わせください。

